

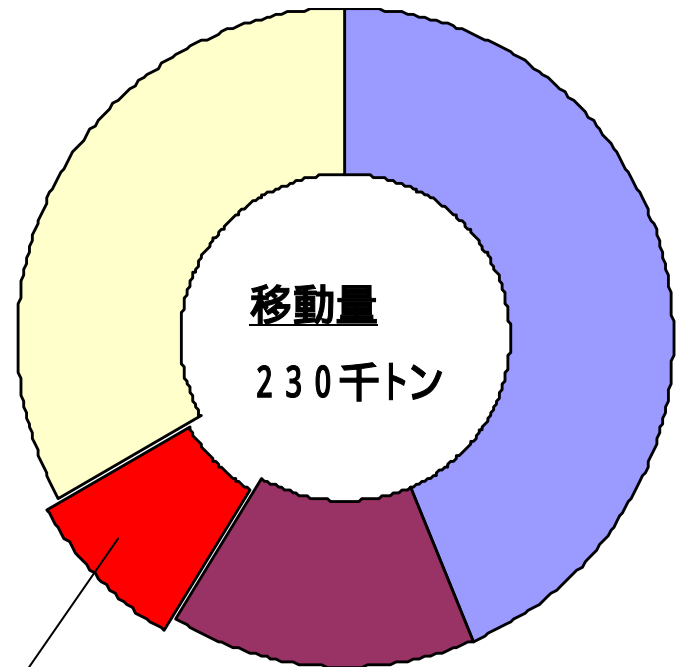
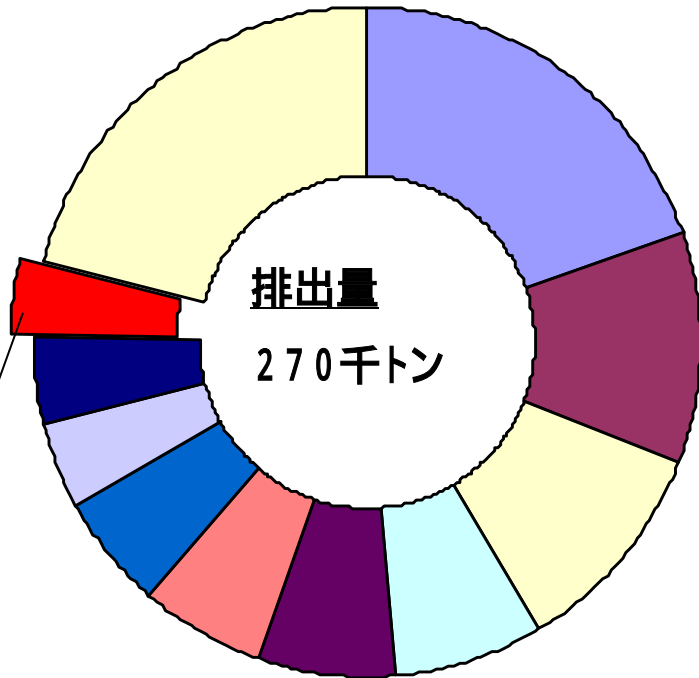
「化学物質排出把握管理促進法 に関する懇談会報告資料」

P R T R 制度の取組と課題について

2006年8月3日

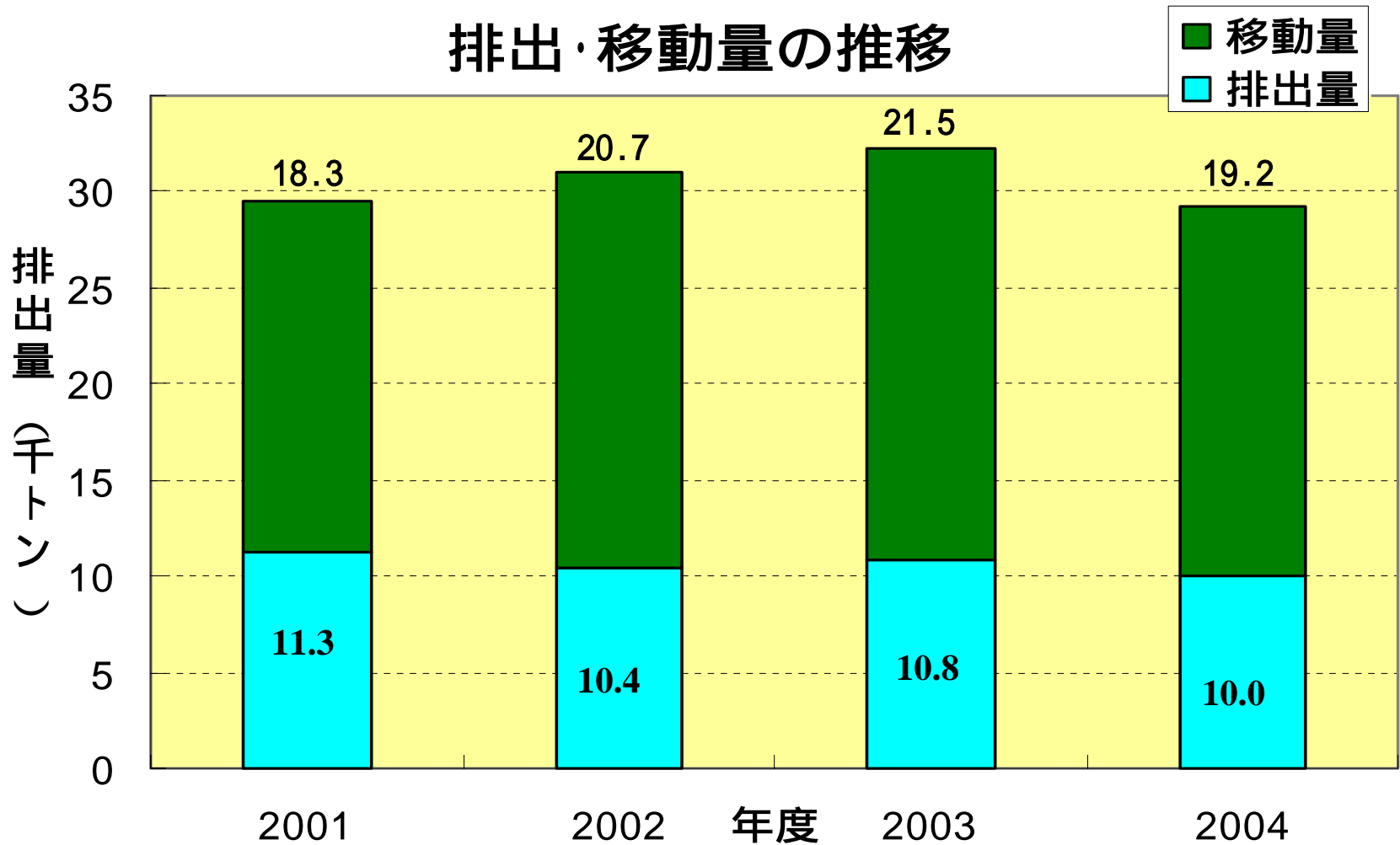
社団法人 日本電機工業会
社団法人 電子情報技術産業協会

電気機械器具製造業の P R T R届出排出量・移動量(2004年度)

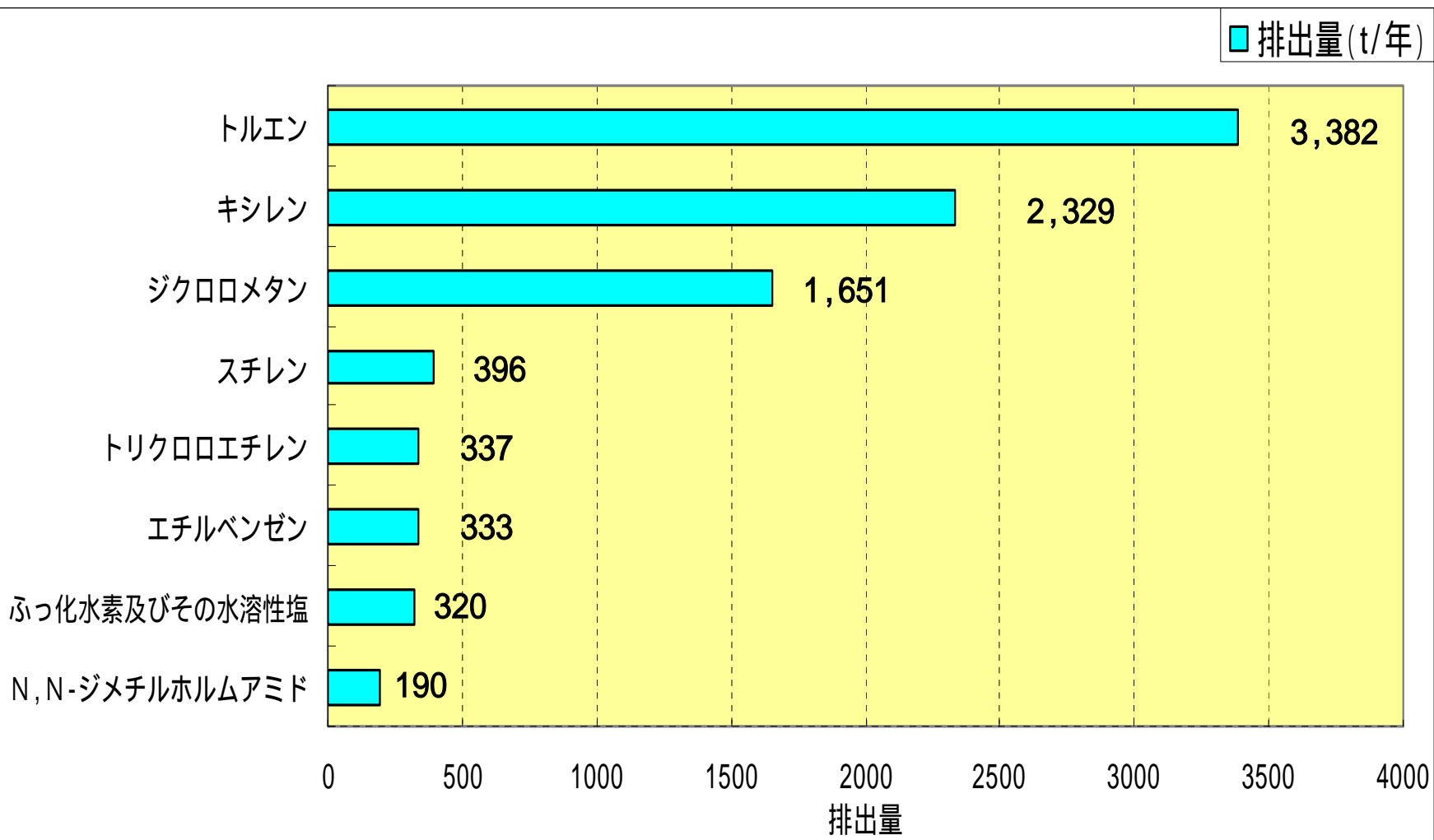


電気機械器具製造業の排出量・移動量推移

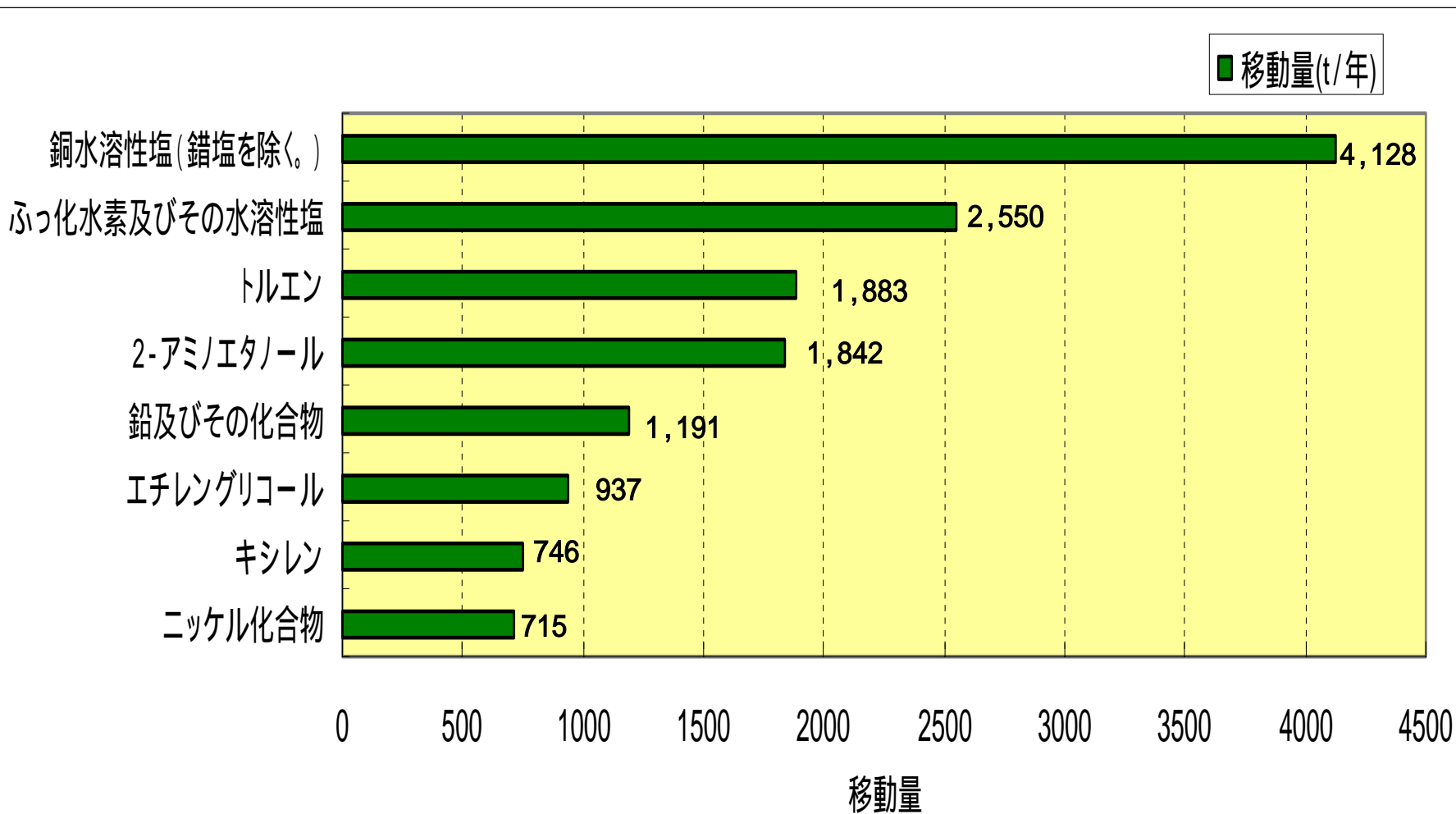
排出・移動量の推移



排出量の多い物質(2004年度)



移動量の多い物質 (2004年度)



電機・電子業界の リスクコミュニケーションへの取り組み

1. P R T R 公表制度に直接もとづいた

リスクコミュニケーションの実施は少ない。

2. 実施例

EMSの一環として、地域住民とのコミュニケーションを行う際に、工場見学・環境レポートの配布及び説明を行うなかで、P R T R 法と化学物質の管理、排出、移動の実態について理解を得ている。

3. 実施結果から、行政の参加・他企業との合同による開催が有効と判断される。

P R T R 法見直しに関する意見(1)

1. 取扱量の届出

経営上、企業機密に属するため公開により企業が不利益とならない仕組みを検討すべき。

2. リスク評価

P R T R はエリアリスクの評価と低減を目的に開始されたが、その評価は十分に行われていない。

費用対効果を明確に判断し適正投資を行うため、又新たな対策を開始するためにも確実な評価が必要。

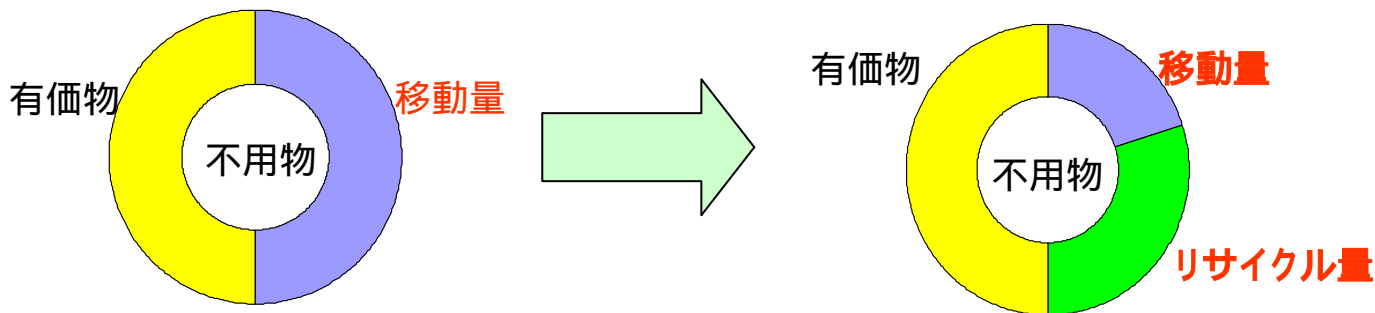
P R T R法見直しに関する意見(2)

3. 対象物質

管理対象物質の増加は、エリアリスク評価結果、関連法との整合性を考慮し、有害性の低い物質の第二種への移行等も含め検討すべき。

4. 事業所外への移動量

産業廃棄物として委託された場合、質の高い「リサイクル」を行っても移動量と集計される。資源循環の促進・企業努力の反映のため、「リサイクル量」を分離する。



PRTR法見直しに関する意見(3)

5. MSDS制度

(1) 含有率：

PRTR対象物質は有効数字2桁表示が義務化されている。VOC規制でも物質収支による排出量算出が容認されていることから、VOC規制物質の含有率も同様の表示にすべき。

(2) 有害性、暴露性情報：

有効な暴露防止措置が実施できるようなリスク評価の表記が必要。